

事務連絡
平成31年2月28日

居宅介護支援事業所 管理者様
介護予防支援事業所 管理者様

小田原市福祉健康部高齢介護課
介護給付・認定担当課長

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所の利用に係る確認について

居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準において、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に(介護予防)短期入所生活介護又は(介護予防)短期入所療養介護(以下「短期入所」という)を位置付ける場合にあつては、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。ただし、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向を勘案して特に必要と認められる場合(以下「特に必要と認められる場合」という)は、おおむね半数を超えることも可能です。

本市では、給付適正化のため、次のとおり要介護認定の有効期間の半数を超える短期入所の利用について確認を行いますので、書類を提出してください。

確認の結果、「特に必要と認められる場合」に該当しておらず、短期入所の算定が適切でないものについては、改善を求めることとしますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、要介護認定の有効期間の半数を超える短期入所の利用者を本市が把握した際に、次の書類が提出されていなかった場合は、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に連絡いたします。

【書類の提出】

短期入所の利用が要介護認定の有効期間の半数を超える見込みとなったときには、計画作成者は、次のとおり市に書類を提出してください。

1 提出書類

- (1) 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所の理由書
- (2) 居宅サービス計画(第1表、第2表、第3表)

2 提出期限

原則として、短期入所が要介護認定の有効期間の半数を超える予定の日の1か月以上前に書類を提出してください。

なお、急きょ、短期入所が要介護認定の有効期間の半数を超える見込みとなった場合は、速やかに書類を提出してください。

※平成31年3月15日以降に、短期入所が要介護認定有効期間の半数を超える見込みとなる居宅サービス計画から、提出書類の確認を行います。

※平成31年3月15日から平成31年4月14日までの間に、短期入所が要介護認定の有効期間の半数を超える予定の場合は、平成31年3月15日までに、市に書類を提出してください。

3 その他

次期要介護認定の有効期間において、同様に半数を超える場合は、再度、市に書類を提出してください。

【参考：特に必要と認められる場合の例】

- 1 退院直後等、利用者の状態が不安定で、一時的に短期入所の利用日数が増える場合
- 2 施設入所等、他サービスへの移行が予定されているが、一時的に調整を要する場合
- 3 家族の急な入院等、一時的に介護者が不在となる場合

事務担当：高齢介護課 介護給付係
電 話：0465-33-1827